

平成28年度

神奈川県予算に対する要望

平成27年12月

横浜市

日頃より、横浜市政の推進にあたり格別の御高配、御協力をいただき、改めて深く感謝申し上げます。このたび、平成 28 年度予算編成に向けた横浜市としての要望事項を取りまとめましたので、御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

現在、日本のあらゆる自治体が、少子高齢化、人口減少社会の到来という課題に直面しています。こうした社会全体に係る構造的な課題に対し、国においては「まち・ひと・しごと創生（地方創生）本部」を設置し取組を推進しており、自治体はこうした制度的な枠組みを活かし、地方版総合戦略の策定や地方創生に寄与する先行的な施策・事業を推進しているところです。

横浜市も例外ではありません。今から 4 年後をピークに人口は減少に転じ、10 年後には 65 歳以上の高齢者の数が約 100 万人に達する見込みです。また、インフラの老朽化や交通ネットワークの変化が進んでおり、東京都心で進む再開発による、更なる一極集中も懸念されます。

こうした大きな転換期に直面する今、大都市・横浜の経営には、将来を見据え、総力を結集し、確実な手立てを打っていくことが必要です。昨年末に策定した「中期 4 か年計画 2014～2017」のもと、「人も企業も輝く横浜」を目指し、市民生活に寄り添った施策・事業を進め、時代の課題を克服するとともに、その成果をもって国や内外の諸都市の成長にも貢献していく決意です。

こうした取組を推進していくうえでは、県との強固な連携により相乗効果を高めていくことが重要です。これまでも、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」をはじめ、医療、エネルギー、スポーツなどの分野で、県との連携により成果を創出しています。これからも、県と市が、互いに厳しい財政状況において費用負担を適切に分担しあうなど、より一層協力しあう必要があります。あわせて、市民生活に即した行政サービスをより迅速かつ効率的に提供していく視点から、県から市への権限移譲を進めていくことも必要です。

中期 4 か年計画の折り返しとなる平成 28 年度予算の編成においては、未来への持続性を確保し、あわせて計画の成果を着実に生み出していくために、「施策の推進と財政の健全性の維持」を両立する予算の編成に取り組んでいきます。

この要望書では、平成 28 年度予算編成に向けて、現在の県制度の改善を求める事項、そして県と市が一層連携、協力して進めていかなければならない事業について、両者の役割やこれまでの経緯を踏まえ、とりまとめています。

この趣旨を御賢察いただき、平成 28 年度の予算編成にあたり、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成 27 年 12 月

横浜市長 林 文子

目 次

1 制度の充実や改善に関する要望

- (1) 小児医療費助成の県助成対象の学齢期への引き上げ【新規】…………… 2
- (2) 「子どもの貧困対策」における県市連携の強化【新規】…………… 3
- (3) 県費負担教職員の給与負担等の県から市への移譲に向けた連携・協力の強化… 4
- (4) 政令市と他の市町村との補助較差是正…………… 5
 - ・ 重度障害者医療費助成事業
 - ・ 小児医療費助成事業
 - ・ ひとり親家庭等医療費助成事業
 - ・ 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業

2 事業の推進にかかる要望

- (1) 防災・減災に向けた取組の強化と、横浜環状道路の整備促進【新規】
～法人県民税及び法人事業税の超過課税の市事業等への配分の拡充～…………… 6
- (2) 国家戦略特区における国家戦略住宅整備事業の推進【新規】…………… 7
- (3) 「ラグビーワールドカップ2019」事業【新規】…………… 8
- (4) 水素エネルギー利活用推進事業…………… 9
- (5) 特別支援学校の整備…………… 10
- (6) 市民病院再整備事業…………… 11
- (7) 消防ヘリコプター広域連携推進事業【新規】…………… 12
- (8) 県市協調で進めている事業…………… 13
 - ・ 市街地再開発事業
 - ・ 神奈川東部方面線整備事業
 - ・ 都市基盤河川改修事業
 - ・ 急傾斜地崩壊対策事業
- (9) 県施行の河川改修工事…………… 14

番号	事業名	県所管局	説明
1-(2)	<p>「子どもの貧困対策」における縣市連携の強化 (こども青少年局、健康福祉局、教育委員会事務局)</p>	県民局	<p>国の国民生活基礎調査（平成25年度）において、2012年の我が国の子どもの貧困率が16.3%と過去最高を更新するなど、子どもの貧困対策が急務となっています。</p> <p>こうした中、国においては、平成26年1月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、県においては、27年3月、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定されました。</p>
<p>【子どもの貧困対策の推進に関する法律（抄）】</p> <p>第二条2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。</p> <p>第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>			<p>本市においても、これまで、ひとり親家庭等の支援をはじめ、困難を抱える子ども・若者の支援に取り組んできましたが、取り組みをさらに強化し、子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画を、28年3月までに策定する予定です。</p>
			<p>また、法においては、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携のもと、子どもの貧困対策を総合的な取組として行うことが求められています。</p> <p><u>つきましては、県・市が策定した計画をもとに、対策の推進や県下市町村への支援を要望します。あわせて、国に対し、制度や予算の充実について県・市が連携して取り組むことを要望します。</u></p>

番号	事業名	県所管局	説明
1-(3)	<p>県費負担教職員の給与負担等の県から市への移譲に向けた連携・協力の強化</p> <p>(財政局、教育委員会事務局)</p>	<p>総務局 教育局</p>	<p>平成25年11月、20指定都市と指定都市所在15道府県は、県費負担教職員の給与負担等について、道府県から指定都市へ移譲することに合意しました。この中では、事務移譲に伴う財政措置は、道府県と指定都市の双方にとって財政運営の影響を最小限とすることを基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることが前提とされています。</p> <p>そして、26年6月、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）」が公布され、移譲は30年4月1日までの間に政令で定める日とされました。</p> <p><u>つきましては、移譲を間近に控え、現在道府県が提供している教育行政の水準を維持できるよう、適切な地方財政措置の確実な実施に向けた国への要望について、連携・協力の強化をお願いします。</u></p>

番号	事業名	県所管局	説明
1-(4)	政令市と他の市町村との補助較差是正 (健康福祉局、財政局)	総務局 県民局 保健福祉局	<p>県の社会保障関係補助事業の中には、政令市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに較差を設けているものがあります。</p> <p>県の財政状況が厳しいことは承知していますが、本市をはじめとする県下の政令市も、大変厳しい状況にあることに変わりはありません。さらに、受益と負担という点では、横浜市民として、他の市町村に在住している方々と同様に県民税を負担しているにもかかわらず、政令市に在住しているというだけをもって補助較差が設けられているという現状には、理解が得られるものではありません。</p>
(1) 重度障害者医療費助成事業			
<p>①政令市・中核市 1/3 (16年度から)</p> <p>②その他市町村 1/2 (16年度から)</p> <p>※昭和60年度から県補助率が縮減され、平成10年度以降は、政令市とその他市町村の補助格差が設定されています。</p>			
(2) 小児医療費助成事業			
<p>①政令市 1/4</p> <p>②その他市町村 1/3</p> <p>※平成14年度までは県内全市町村への補助率は1/2であったが、平成15年度から補助格差が設定されています。</p>			
(3) ひとり親家庭等医療費助成事業			
<p>①政令市・中核市 1/3 (18年度から)</p> <p>②その他市町村 1/2</p> <p>※平成15年度まで県内全市町村への補助率は1/2であったが、平成16年度から補助格差が設定されています。</p>			
(4) 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業			
<p>①政令市 対象外</p> <p>②中核市 1/3</p> <p>③その他市町 1/2</p> <p>※平成7年度から当事業を実施していますが、平成9年度の県補助制度開始以来、補助対象外とされています。本市は県内他都市と比して支給者数が格段に多いにもかかわらず、全額が市費負担となっています。</p>			
<p>こうした中で、平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられ、29年4月には10%になることが予定されています。</p> <p>その増収分は、社会保障施策の財源として活用されることとされており、県においては、「保育・教育にかかる給付」や「地域医療介護総合確保基金」など、国から示された社会保障の充実の財源等に活用していくことが予定されていると認識していますが、こうした財源措置が制度化される時こそ、長年積み残されてきた補助較差是正について、是非、ご検討いただきたいと考えているところです。</p> <p>つきましては、補助較差是正に向けた検討に着手されるよう、強く要望します。</p>			

番号	事業名	県所管局	説明																								
2-(1)	防災・減災に向けた取組の強化と、横浜環状道路の整備促進 ～法人県民税及び法人事業税の超過課税の市事業等への配分の拡充～ (財政局、建築局、道路局、消防局)	総務局、 県土整備局	<p>本市では、平成34年度の減災目標を達成するため「横浜市地震防災戦略」を策定し、建物倒壊による被害の防止や火災による被害の軽減などの取り組みを進めるとともに、台風や集中豪雨等による被害が大きくなっている中、総合的ながけ地対策や水害対策を強化しています。</p> <p>また、災害時の緊急輸送路の確保や横浜港をはじめとする市内の産業拠点等を連結する広域的な交通ネットワークを強化するため、県土軸にも資する自動車専用道路の横浜環状道路北西線、南線、横浜湘南道路の整備を推進しているところです。</p> <p>県においては、27年11月から適用された法人県民税及び法人事業税の超過課税について、災害に強い県土づくりと、東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備に、活用するとされています。</p> <p><u>つきましては、本市域内の超過課税の税収額や、本市が取り組む事業内容、過年度の超過課税収入の本市への配分実績を踏まえ、所要額を適切に配分していただけるよう要望します。</u></p>																								
【県超過課税収入額と本市に立地する法人の負担額】 (単位: 億円、%)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">県超過課税収入</th> <th colspan="2">横浜市</th> </tr> <tr> <th>収入額</th> <th>シェア</th> <th>税収額</th> <th>シェア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>147</td> <td></td> <td>72</td> <td>49.0</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>154</td> <td></td> <td>74</td> <td>47.9</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>171</td> <td></td> <td>81</td> <td>47.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)横浜市税収額は、県全体の県超過課税収入(公表値)に占める本市相当額(県公表値)の割合からの推計値。</p>					県超過課税収入		横浜市		収入額	シェア	税収額	シェア	H23	147		72	49.0	H24	154		74	47.9	H25	171		81	47.2
	県超過課税収入		横浜市																								
	収入額	シェア	税収額	シェア																							
H23	147		72	49.0																							
H24	154		74	47.9																							
H25	171		81	47.2																							
【過年度の県超過課税収入の本市配分実績】																											
H18～H22 「市町村地震防災対策緊急支援事業」として 5か年で約20億円の配分(4億円/年)。																											
H23～H27 「政令市道路整備臨時交付金」として 5か年で約20億円の配分(4億円/年)。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">県超過課税収入の活用項目</th> <th rowspan="2">本市での実施事業 (主な事業)</th> <th colspan="2">(単位: 百万円)</th> </tr> <tr> <th>H28事業費 (概算)</th> <th>うち市費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1 災害に強い県土づくりの推進 ・地震・津波対策の一層の強化 ・豪雨・台風などの自然災害対策 ・災害に備えた社会基盤整備 </td> <td> ・特定建築物耐震対策 ・まちの不燃化推進 ・狭あい道路拡幅整備 ・がけ地防災対策 ・大規模盛土造成地対策 ・都市基盤河川改修 ・消防力強化 消防車両整備 防火水槽整備 消防団器具置場 消防団資機材整備 ・海岸保全基本計画推進対策 </td> <td>8,361</td> <td>4,814</td> </tr> <tr> <td> 2 東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備 </td> <td> ・横浜環状道路整備 北西線、北線、南線、横浜湘南道路 ・横浜環状道路関連街路整備 </td> <td>37,663</td> <td>21,421</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>46,023</td> <td>26,235</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 横浜環状道路の表中事業費はH27予算額(H28事業費は現在整理中)。</p>				県超過課税収入の活用項目	本市での実施事業 (主な事業)	(単位: 百万円)		H28事業費 (概算)	うち市費	1 災害に強い県土づくりの推進 ・地震・津波対策の一層の強化 ・豪雨・台風などの自然災害対策 ・災害に備えた社会基盤整備	・特定建築物耐震対策 ・まちの不燃化推進 ・狭あい道路拡幅整備 ・がけ地防災対策 ・大規模盛土造成地対策 ・都市基盤河川改修 ・消防力強化 消防車両整備 防火水槽整備 消防団器具置場 消防団資機材整備 ・海岸保全基本計画推進対策	8,361	4,814	2 東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備	・横浜環状道路整備 北西線、北線、南線、横浜湘南道路 ・横浜環状道路関連街路整備	37,663	21,421	合計		46,023	26,235						
県超過課税収入の活用項目	本市での実施事業 (主な事業)	(単位: 百万円)																									
		H28事業費 (概算)	うち市費																								
1 災害に強い県土づくりの推進 ・地震・津波対策の一層の強化 ・豪雨・台風などの自然災害対策 ・災害に備えた社会基盤整備	・特定建築物耐震対策 ・まちの不燃化推進 ・狭あい道路拡幅整備 ・がけ地防災対策 ・大規模盛土造成地対策 ・都市基盤河川改修 ・消防力強化 消防車両整備 防火水槽整備 消防団器具置場 消防団資機材整備 ・海岸保全基本計画推進対策	8,361	4,814																								
2 東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備	・横浜環状道路整備 北西線、北線、南線、横浜湘南道路 ・横浜環状道路関連街路整備	37,663	21,421																								
合計		46,023	26,235																								

番号	事業名	県所管局	説明
2-(2)	国家戦略特区における 国家戦略住宅整備事業 の推進 (都市整備局)	県土整備 局、ヘル スケア・ ニューフ ロンティ ア推進局	

【国家戦略住宅整備事業】

《趣旨》

グローバル企業の誘致に不可欠な都心居住の促進に向け、グローバル企業の就業者等の生活支援に必要な機能を併設した、防災・環境性能に優れた住宅を整備。

《概要》

施行場所：横浜市神奈川区鶴屋町一丁目6番地 他
 施行面積：約0.8 ha
 施設概要：住宅、ホテル、商業、メディカルモール等（延床面積 約80,000㎡、住宅戸数 約400戸）、歩行者デッキ、交通広場等
 事業期間：平成28年度～34年度

《概算事業費》

約423億円
 資金の内訳
 ・保留床処分金 約345億円
 ・国等補助金 約78億円
 国 約39億円
 地方自治体 約39億円（県市で1/2ずつ）



本市及び神奈川県は、平成26年5月に東京圏の一部として「国家戦略特区」の指定を受けており、平成26年2月に閣議決定された国家戦略特別区域基本方針では、特区を活用して規制・制度改革の突破口を開き、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目標としています。

こうした中で、「横浜駅きた西口鶴屋地区」については、国際的なビジネス拠点形成に向け、グローバル企業の誘致に不可欠な都心居住の促進を図り、横浜駅周辺のビジネス環境と居住空間が一体となった都市のリノベーションを図ることにより、都心臨海部全体の再生・機能強化を推進するとともに、横浜駅周辺地区の国際競争力強化を図ることとしています。

本年11月に開催された区域会議において、国家戦略住宅整備事業の案が確定され、28年度当初に内閣総理大臣の認定を受ける予定となっています。

つきましては、県市が連携して取り組んできた「国家戦略特区」にかかる「国家戦略住宅整備事業」の着実な推進に向けて、国制度に基づく事業費補助（地方自治体補助分）を平成28年度から県市で確保していくよう、要望します。

番号	事業名	県所管局	説明
2-(3)	「ラグビーワールドカップ2019」事業 (市民局)	政策局	<p>平成31年（2019年）に日本で開催される「ラグビーワールドカップ2019」に向け、開催都市の一つである本市と県においては、共同開催に向けた準備を進めています。</p> <p>本大会は、世界三大スポーツ大会の一つと言われ、平成14年に本市でも行われた「2002FIFAワールドカップ」と同規模の大会であり、アジア地域では初めての開催です。さらに、本大会の決勝戦は、横浜国際総合競技場で開催されます。</p> <p>大会の開催を通じて、本市及び県内のラグビー競技はもとより、スポーツ全体の普及・振興に大きく貢献することが期待されるとともに、全世界の注目が集まり、横浜ひいては県の魅力・活力の発信ができる絶好の機会になると考えています。</p> <p><u>つきましては、本大会が感動と興奮の舞台となるよう、本市と県が連携・協力しあい、大会の盛り上がり・機運の醸成に向けた広報・啓発、開催都市としての費用負担などを計画的に進めていくことを要望します。</u></p>
<p><開催概要> 大会名称：ラグビーワールドカップ2019 主 催：ワールドラグビー 開催期間：2019年（平成31年）9月20日から11月2日まで（約6週間） 試合数：48試合 試合会場：国内12会場 （横浜市・神奈川県 / 横浜国際総合競技場 72,327人）</p>			

番号	事業名	県所管局	説明				
2-(4)	水素エネルギー利活用 推進事業 (温暖化対策統括本部)	産業労働局	<p>水素エネルギーは、昨年12月に燃料電池自動車（FCV）が市場投入されるなど、国・地方・民間が一体となってその普及に向けて大きな動きを見せています。</p> <p>こうした中、神奈川県と県下政令市、産業界等により構成される「かながわ次世代自動車普及推進協議会」は、本年3月、「神奈川の水素社会実現ロードマップ」を策定し、その中で、水素ステーションや燃料電池自動車の普及目標や今後の取組の方向性をとりまとめました。</p> <p>また、本市も「横浜市エネルギーアクションプラン」を策定し、水素の活用の普及拡大に向けた取組を積極的に進めているところです。</p> <p><u>つきましては、水素エネルギーを活用した低炭素社会の実現に向け、県・市の連携を強めるとともに、FCV購入助成予算の確保と、28年度から新たに、民間が設置する水素ステーション整備にかかる県予算措置について要望します。</u></p>				
<p>「神奈川の水素社会実現ロードマップ」（27年3月策定）における普及目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素ステーションの整備（2020年度：25か所） ・燃料電池自動車の普及（2020年度：5,000台） <p>「横浜市エネルギーアクションプラン」（27年3月策定）における普及目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素ステーションの整備（2020年度：10か所） ・燃料電池自動車の普及（2020年度：2,000台） 							
<p>県内での水素ステーション設置促進に向けた県予算要望の考え方</p> <p>これまでの国及び市の助成制度に加え、県の新たな支援により、設置を更に推進する。 (設置促進に向けた財政支援のイメージ)</p> <p>整備費を560百万円程度と想定</p> <table border="1" data-bbox="188 1592 815 1749"> <tr> <td style="text-align: center;">国 (1/2) ※上限 280百万円</td> <td style="text-align: center;">市 (1/8)</td> <td style="text-align: center;">県 (1/8)</td> <td style="text-align: center;">設置者 (3/8→1/4)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※上限 70百万円</p>			国 (1/2) ※上限 280百万円	市 (1/8)	県 (1/8)	設置者 (3/8→1/4)	
国 (1/2) ※上限 280百万円	市 (1/8)	県 (1/8)	設置者 (3/8→1/4)				

番号	事業名	県所管局	説明																														
2-(5)	特別支援学校の整備 (教育委員会事務局)	教育局	<p>特別支援学校への就学・転入学を希望する児童生徒が増加し、県立・市立ともに、特別支援学校の過大規模化が大きな課題となっています。</p> <p>こうした状況の中、本市は、若葉台特別支援学校を平成25年度に開設するほか、市立中村特別支援学校の改修や既存の小中学校への個別支援学級の設置など、対応を強化してきました。さらに、27年度からは、入学者の増加に伴う教室の狭隘化や送迎の長時間化を解消し、教育環境の向上等を図るため、肢体不自由特別支援学校の再編整備の検討に着手しました。</p> <p>県におかれましても、これまでも、25年度の県立横浜ひなたやま支援学校の開設をはじめ、市立特別支援学校の改修費助成や、県立中里学園跡地での横浜北部方面特別支援学校整備に向けた調査設計費の確保など、対応をいただいているところです。</p> <p><u>つきましては、横浜北部方面特別支援学校の早期開設に向け、整備計画を引き続き着実に進めるとともに、本市で検討を進めている肢体不自由特別支援学校の再整備に際し、工事年度に応じた予算措置が図られるよう、要望します。</u></p>																														
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">過大規模校の現状</div>																																	
<p>本市内の県立養護学校（病弱養護学校を除く）の児童生徒数</p>																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 15%;">開校時 想定数</th> <th style="width: 15%;">H27. 5. 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; background-color: #e1f5fe;">知的障害教育部門「単独校」</td> </tr> <tr> <td>瀬谷養護学校</td> <td>130名</td> <td>277名</td> </tr> <tr> <td>保土ヶ谷養護学校</td> <td>195名</td> <td>323名</td> </tr> <tr> <td>みどり養護学校</td> <td>130名</td> <td>229名</td> </tr> <tr> <td>鶴見養護学校</td> <td>200名</td> <td>240名</td> </tr> <tr> <td>横浜ひなたやま支援学校 (高等部のみ)</td> <td>120名</td> <td>123名</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; background-color: #e1f5fe;">知・肢併置の「複合校」</td> </tr> <tr> <td>三ツ境養護学校</td> <td>30名</td> <td>236名</td> </tr> <tr> <td>金沢養護学校</td> <td>102名</td> <td>298名</td> </tr> </tbody> </table>				開校時 想定数	H27. 5. 1	知的障害教育部門「単独校」			瀬谷養護学校	130名	277名	保土ヶ谷養護学校	195名	323名	みどり養護学校	130名	229名	鶴見養護学校	200名	240名	横浜ひなたやま支援学校 (高等部のみ)	120名	123名	知・肢併置の「複合校」			三ツ境養護学校	30名	236名	金沢養護学校	102名	298名	
	開校時 想定数	H27. 5. 1																															
知的障害教育部門「単独校」																																	
瀬谷養護学校	130名	277名																															
保土ヶ谷養護学校	195名	323名																															
みどり養護学校	130名	229名																															
鶴見養護学校	200名	240名																															
横浜ひなたやま支援学校 (高等部のみ)	120名	123名																															
知・肢併置の「複合校」																																	
三ツ境養護学校	30名	236名																															
金沢養護学校	102名	298名																															
<p>県の、新たな養護学校再編整備検討協議会の提言によれば（平成18年3月）、養護学校の適正規模として、知的障害教育部門の「単独校」で「100から130人程度」、知・肢併置の「複合校」では、「130から160人程度」とされている。</p>																																	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">本市で進めている肢体不自由特別支援学校の再整備（概要）</div>																																	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 市立の肢体不自由特別支援学校全てで、軽度から重度までの児童生徒を受け入れ 《参考》現状 軽度の児童：上菅田 重度の児童：北綱島、中村、若葉台、東俣野 ■ 新たに旭区に特別支援学校を整備 旧左近山第二小学校の改修による整備 《参考》 <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール H28：設計、H29～30：工事、H31：開校 ・概算事業費 約20億円 (うち県費 約1億円 (H29～30)) ■ 居住地に近い特別支援学校での就学 概ね1時間以内での通学の実現 																																	

番号	事業名	県所管局	説明
2-(6)	市民病院再整備事業 (医療局病院経営本部)	保健福祉局	<p>将来にわたって高度で良質な医療を提供し続けるために、市民病院の再整備を進めています。</p> <p>具体的には、平成32年度の開院を目指し、平成26年9月に再整備基本計画を策定し、27年度から再整備用地の取得に着手するなど、29年度の建設着工に向けた準備を着実に進めているところです。</p> <p>また、再整備事業に際しては、市民病院が、災害医療や感染症などの広域的・中核的な拠点として、市域を超えた政策的医療の重要な役割を担うことから、県のご協力も不可欠と考えています。</p> <p><u>つきましては、これまでの医療施設整備や設備の充実にかかる県の助成制度等を踏まえた、市民病院再整備事業に適用できる新たな財政措置の早期創設と、県内唯一の県指定の第一種感染症指定医療機関として、機能確保に必要な施設整備等に対する県の一部負担について、建設年度に応じた予算措置を要望します。</u></p>
<p>市民病院再整備事業において県からのご協力をいただきたい内容 ～考えられる財政措置スキーム～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三位一体改革により国の「医療施設等施設整備補助金（公立・公的）」の一部が、廃止・税源移譲されたことを踏まえた新たな補助制度の創設 ・第一種感染症指定医療機関の役割を踏まえた、県の一部負担金の措置 (国の「保健施設等施設・設備費国庫補助金」を除いた地方負担分について、県からの一部負担の措置) 【第一種感染症指定医療機関の役割】 一類感染症（エボラ出血熱、ペスト等）、二類感染症（結核、ジフテリア等）、新型インフルエンザ等感染症患者の受入れ ・「神奈川県地域医療再生計画」に基づき実施されていた医療機器等の整備に対する助成について、「医療介護確保総合推進法」に基づく助成事業化 			
			<p style="text-align: center;">市民病院再整備事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策的医療の拠点 ・市民の健康危機管理の拠点（災害医療や感染症など） ・地域医療全体の質向上のための拠点 <p>としての役割を発揮するとともに、病院と公園の機能を活かし、一帯のにぎわいの創出を図ります。</p> <p>○病床数：650床 ○延床面積：約60,000㎡ ○外来患者数：1,200人／日程度 ○標榜診療科：現在の診療領域を維持 ○事業費（予定額）：426億円</p>

番号	事業名	県所管局	説明
2-(7)	消防ヘリコプター 広域連携推進事業 (消防局)	安全防災 局	<p>県下の航空消防防災体制は、本市と川崎市が保有する消防ヘリコプターにより維持されており、本市と川崎市の消防本部は、山林火災での空中消火活動や救急搬送をはじめ、県下他市町村で発生した災害での人命救助、その他関連する教育訓練等を担っています。</p> <p>本年5月より発生している箱根山の火山活動や、9月中旬の大雨による鬼怒川の堤防決壊など、影響が広範囲に及ぶ災害への対応を強化するためには、県と市が一体となって体制を整える必要があります。</p> <p><u>つきましては、今後も引き続き、県下の広域的な消防・防災活動に、本市及び川崎市の消防ヘリコプターが貢献していく観点から、28年度予算より、応分の負担措置をされるよう要望します。</u></p>
<p>【消防組織法（抄）】 (都道府県の航空消防隊)</p> <p>第30条 前条に規定するもののほか、都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。</p> <p>2 都道府県知事及び市町村長は、前項の規定に基づく市町村の消防の支援に関して協定することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の規定に基づく市町村の消防の支援のため、都道府県の規則で定めるところにより、航空消防隊を設けるものとする。</p> <p>【県内活動実績】</p> <p>24年度 : 応援出場 8件 教育訓練 12件 25年度 : 応援出場 11件 教育訓練 7件 26年度 : 応援出場 23件 教育訓練 15件</p> <p>【県負担の要望の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 28年度県予算要望額 : 30百万円 ■ 県負担額 = <u>飛行時間費 (A) + 人件費 (B)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛行時間費 (A) = 28百万円 ・ 人件費 (B) = 2百万円 ■ なお、都道府県には、消防防災ヘリコプターについて交付税措置がされている（包括算定経費）。 			

番号	事業名	県所管局	説明
2-(8)	県市協調で進めている事業		以下の事業については、これまでも県と市が協調して予算を確保し、事業を進めているところです。 <u>平成28年度も引き続き、県市協調で円滑に事業が進められるよう要望します。</u>

(要望事業)	県予算要望額 (百万円)		県所管局	説明
	うち 県負担額 (百万円)			
①市街地再開発事業 (都市整備局)	1,810	905	県土整備局	民間活力を活用した市街地再開発事業の促進を図るため、市街地再開発事業の施行者に対する事業費の確保。 ① <u>横浜駅きた西口鶴屋地区〈新規〉《再掲》</u> ② <u>新綱島駅前地区〈新規〉</u> ③ 二俣川駅南口地区 ④ 東神奈川一丁目地区 ⑤ 大船駅北第二地区 ⑥ 瀬谷駅南口第一地区 ⑦ 北仲通南地区
②神奈川東部方面線 整備事業 (都市整備局)	4,541	4,541	県土整備局	神奈川東部方面線整備にかかる事業者への事業費の確保。
③都市基盤河川改修 事業 (道路局)	988	988	県土整備局	本市が施行する河川改修に対する補助金の確保。 (帷子川、今井川、和泉川など 6河川)
④急傾斜地崩壊対策 事業 (建築局)	1,243	992	県土整備局	急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止対策工事にかかる事業費の確保。 (工事中:31か所、未着工:18か所(H27.3月末))

番号	事業名	県所管部	説明
2-(9)	県施行の河川改修事業 (道路局)	県土整備局	<p>台風や集中豪雨により市内河川が溢水し、市民の生命や財産が危険にさらされる浸水被害が依然として数多く発生しています。</p> <p>「平成27年9月関東・東北豪雨」では、茨城県常総市において、鬼怒川の堤防が決壊するなど、甚大な被害をもたらしました。</p> <p>本市では、治水安全度の向上に向けて積極的に取り組んできましたが、河川の氾濫等の災害から県民・市民を守るためには、県施行河川における取組が不可欠です。</p> <p>① 交通の結節点であり、高度に業務・商業施設の集積が進んでいる<u>帷子川</u>の下流部では、平成16年の台風22号・23号で甚大な浸水被害が発生しました。まず、<u>帷子川の治水安全度の向上のため、河川改修の促進を要望します。</u></p> <p>② 次に、<u>境川及び柏尾川、大岡川、侍従川</u>につきましては、依然として治水安全度が低いため、<u>河川改修の促進、遊水地の早期完成等治水対策の強化を要望します。</u></p> <p>③ <u>鶴見川</u>につきましても、さらに<u>治水安全度を向上させるため、河川改修の促進を要望します。</u></p>